

性認定改正（スコットランド）法案と女性スペースの法理

山崎 文夫

はじめに

- 一 イギリスの問題状況
- 二 性認定委員会及び医師診断要件廃止
- 三 性認定証不正取得
- 四 スコットランド性認定証明書の効果
- 五 三年後法案見直し
- 六 女性スペース特例の行方
- 七 女性スペースと女性の安全・信条・雇用保護

むすび

はじめに

二〇二三（令和五）年六月一六日、議員立法により理念法であるLGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）が制定された。同法一二条は、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定

するものとする。」と規定する。

経済産業省事件最高裁判決（行政措置要求判定取消、国家賠償請求事件・最三小判令五・七・一一裁判所HP）は、性同一性障害との医師の診断を受け、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモン投与等を受けるなどし、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断を受けている同省職員の身体男性で性自認女性のトランス女性Xが、すべての人にある性自認に基づいた性別で社会生活を送る法的利益（同事件・東京地判令元・一二・一二労働法律旬報一九九四号五二頁、同・東京高判令三・五・二七同誌同号三六頁も認める）に基づいて、庁舎執務階女性トイレ使用等を求める行政措置要求（公務員の苦情処理制度、国家公務員法八六条以下）をし、それを認めない人事院判定の取消と国賠法による慰謝料を求めた事案について、¹経産省が施設管理権に基づき、Xと経産省の協議を経てXの同意を得てした執務階及びその上下各一階の女性トイレ使用制限という本件処遇及びその継続は、Xを含む職員の勤務環境の適正を確保する見地から調整を図ろうとしたものであるとして国賠法上違法とせず（上司の一発言のみ違法、慰謝料一〇万円）、職場説明会において、Xの執務階女性トイレに明確に異議を唱える女性職員がいなかったことや、その後のXの他階の女性トイレ使用の際にトラブルがなかったこと、説明会から本件判定に至る間に、Xの女性トイレ使用について特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについて調査が改めて行われ本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれないことを考慮して、遅くとも本件判定時においては、Xに本件処遇による不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったことから、本件判定は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、Xの不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びにXを含む職員の能率の發揮及び増進の見地から判断しなかったものとして著しく妥当性を欠き、人事院が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法と判決した。本判決は、Xの上記具体的な事情を考慮した事例

判断だが、制度上経産省に対する法律上の拘束力はなく、同省が判決を尊重し、その趣旨に沿った対応をすることになる。

仮に、人事院等が、発言により職員が不利益を受けることがない旨を示したうえで(人事院規則一〇—一〇四条(各省各庁の長の責務)、均等法指針平一八・一〇・一一厚労省告示六一五号(事業主の雇用管理上の措置)、京都セクハラ(呉服販売会社)事件・京都地判平九・四・一七労働判例七一六号四九頁(発言した労働者が意に反して退職することのないよう職場環境を整える使用者の義務)、個別に関係女性職員に聞き取りをし、Xの執務階女性トイレ使用に異を唱える職員がいることを把握するなどして処遇検討がなされた場合には、判決の結論が異なつた可能性がある。また、海遊館事件最高裁判決(最一小判平二七・二・二六労働法律旬報一八四三号八一頁)は、セクハラ被害者が職場における人間関係悪化等を考慮して被害申告を差し控えたり躊躇することが少なくないことを考慮したが、判決は、そのような考慮をしていないとの問題がある。

なお、判決の今崎幸彦裁判長の補足意見は、「本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の在り方について触れるものではない。」とするが、後述のようにイギリスにおいても両者の扱いは異なる。

最高裁は、性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(最一小決平三一・一・二三集民二六一号一頁)で、性同一性障害者特例法三条一項四号の規定する「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」との要件は、「規定の目的、……制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に考慮すると、本件規定は、現時点では、憲法一三条、一四条一項に違反するものとはいえない。」と判示したが、トランス女性が、同条一項四号(生殖機能喪失要件)及び五号(外生殖器外観要件)の規定する性別適合手術を受けず女性へ

の性別変更を求めた家事審判事件について、二〇二三年九月二七日に大法廷で口頭弁論を開いた。その結果が注目されたが、性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件（最大決令五・一〇・二五裁判所HP）は、判例を変更し、四号の規定を憲法一三条違反（身体への侵襲を受けない自由の過剰な制約）として無効とし、五号については審理不_レ尽として事件を原審に差し戻した。

これらに関わる性の多様性は、特定の性に関する考え方のみを絶対視するものではなく、多様性を個人の人格の問題と考えれば、本人の意思を最優先すべきという見解が受入れられやすいが、他者との紛争発生可能性を考えれば、他者の権利や認識を無視することができないことは、議論の前提として忘れられてはならない。³⁾

本稿は、前稿「トランス女性と女性スペースの法理」（平成法政研究二七巻一号（二〇二二年）二〇七頁以下）に引き続き、必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般的に認められている医学的知見に基づき性同一性障害者と診断されること（二条・三条、以下医師の診断要件）、性別適合手術要件その他の要件（三条）をすべて満たすことを性別変更要件とする特例法とは異なり、医師の診断又は性別適合手術により出生証明書の性別変更が可能ないギリス連合王国二〇〇四年性認定法（Gender Recognition Act 2004）の改正をめぐる動向から、トランス女性による女性トイレ等の女性スペース（woman's space）使用問題と関連問題を検討する。イギリスの動向は、特例法の性別変更要件を適合手術又は医師の診断に変更する改正や、両要件を廃止し性自認のみに基づく性別変更を認める改正を考_レえる上で検討すべき多くの法的課題を提起する（以下の条文中「」は筆者註、／は段落を示す）。

一 イギリスの問題状況

連合王国では、性認定法により、性別適合手術（三条三項）又は登録専門医証明書（一項）によって、法曹及び医師で構成される性認定委員会（Gender Recognition Panel）の審査により出生証明書の性別変更が可能だが、①性別違和（gender dysphoria・旧性同一性障害）との二人以上の医師の診断要件の廃止、②変更申立後「取得される性（acquired gender）」での二年間の生活要件の最短六か月への短縮、③差別禁止法である二〇一〇年平等法（Equality Act 2010）の性別適合差別（gender reassignment discrimination〔性同一性障害差別〕）の特例（exceptions）として差別禁止の対象とされない、トイレ等性別スペースを含む性別サービスの見直しの可能性を含み（トランス女性による女性トイレ使用等）、性認定法をより性自認の原則に沿ったものにする改正案に関して、二〇一八年七月一〇月、政府公開諮問が行われた。当時のボリス・ジョンソン首相（保守党）は、二〇二〇年夏、その結果等を考慮して、同党テリーザ・メイ（前首相）の下で準備された改正案の議会提出を取りやめた⁵⁾。

ところが、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドで構成される連合王国では、一九九八年スコットランド法（Scotland Act 1998）により憲法、外交、防衛等の留保事項を除き、第一次立法権がスコットランド議会（一院制）に委譲されているが、同議会は、二〇二二年二月二二日、当時のスコットランド首相ニコラ・スタージョン（スコットランド国民党）率いるスコットランド政府が提出した、性認定法をスコットランドに関して改正する性認定改正（スコットランド）法案（Gender Recognition Reform (Scotland) Bill、以下・改正法案）を八六票対三九票で可決した。しかし、同党は同議会二二九議席中六四議席と過半数に届かず、同党議員九名も反対票を投

じた。¹⁰⁸⁾

改正法案は、性認定委員会を廃止し、スコットランド登録長官 (Registrar General For Scotland) の行政手続により性別変更を行おうとするものであり、性自認のみによる申立を認め、条文上その後の行政手続を具体的に明記しておらず、医師の診断要件を廃止する可能性が高いものである。

改正法案が法律になるためには国王の裁可が必要であり、前掲スコットランド法三五条により、法案が連合王国議会に留保された立法を変更し、かつその施行に有害な影響を及ぼすと信じる合理的な理由を有する場合、連合王国国務大臣がスコットランド議会議長に対して法案を裁可に付することを禁じる命令をすることができ、二〇二三年一月、アリストター・ジャック連合王国スコットランド担当大臣(スコットランド保守党)が、この命令を発した。前掲スコットランド法では、政府の最高法務顧問、連合王国法務総裁が最高法院に対して、スコットランド以外の地域に対しスコットランド議会の立法権がない旨の判定を求めることができ(三三三条)、連合王国議会が、法律により改正法案を変更する可能性もある(二二八条)。リシ・スナク現首相(保守党)率いる連合王国政府は、同法案に反対する。

スコットランドは、連合王国人口の八・四%、連合王国議会下院六五〇議席中五九に過ぎない(イングランド五三三、ウェールズ四〇、北アイルランド一九)。

改正法案に関する賛否は、連合王国内にとどまらない。国連人権理事会の女性及び少女に対する暴力に関する特別報告者リーム・アルサレム氏(女性)¹⁰⁹⁾は、女性に対する暴力防止の観点から、同法案可決前の二〇二二年一月二九日付で、連合王国政府に対し、女性及び少女保護の立場から改正法案に懸念を示す公開書簡を提出し¹¹⁰⁾、他方、同理事会の性的指向及び性自認に基づく暴力及び差別に関する国連独立専門家ヴィクター・マドリガル・ボルロズ氏も、二月一三日付連合王国政府宛公開書簡によりアルサレム氏の公開書簡に異を唱えたが、イギリスのLGB当事者団体

がこれを批判する声明をあげるなどの状況が生じている（後述）。アルサレム氏は、二〇二三年五月二二日、いくつかの先進国で、女性及びフェミニスト諸組織並びにその支援者（アライ）が、その性及び性的指向又はそのいずれかに基づくニーズの尊重を求め、平和裏に集まり、自らの意見を表明する空間が縮小していることに懸念する声明を⁽¹⁴⁾発した。

二〇二三年二月一五日、改正法案を推進したスタージョン氏がスコットランド首相辞任を表明した。同氏は主要目標としてスコットランド独立の住民投票実施を目指していたが（前回二〇一四年投票は否決）、二〇二二年一月二三日、最高法院は、前掲スコットランド法により、その実施には連合王国議会の承認が必要と判示し、住民投票は頓挫した（Case ID: 2022/0098）⁽¹⁵⁾。また、後述のように、性犯罪歴あるトランス女性カレン・ホワイトが女性刑務所入所後受刑者二名にした強姦に終身刑が下された例があるにもかかわらず、スコットランドで女性二人を強姦して二〇二三年一月に有罪判決を受けた男性が、二月末の量刑宣告までの間に性別を女性に変更して女性刑務所に収監されたことが批判され、同首相は同人の男性刑務所移送を命じた。後任に、イスラム教徒のハムザ・ユーザフ氏が選出された。

二 性認定委員会及び医師診断要件廃止

改正法案は、「第八条のE スコットランド登録長官による証明書の発行／(1) スコットランド登録長官は、第八条のA第(1)項に規定する申立を認容したときは、申立人に対して性認定証明書（Gender Recognition Certificate）を発行しなければならない。」と規定し、性認定委員会（性認定法第一条第(3)項）による出生証明書性別変更手続をスコッ

トランドについて廃止し、登録長官による行政手続を採用する。

同法案は、同手続について次のように規定する。

「第八条の A 性認定証明書書についてスコットランド登録長官に申立ができる人 / (1) いかなる性の人も、次に掲げる要件をすべて満たす場合、……登録長官に対して、他の性で生活していることに基づいて性認定証明書を申し立てることができる。 / (a) 一六歳以上であること。 / (b) 次の第(2)項に定める要件を満たすこと。

(2) 前項(b)という要件とは、当該人が次に定める要件のいずれかであることをいう。 / (a) 当該人がスコットランド出生登録の対象であること。 / (b) 当該人がかかる登録の対象ではないが、スコットランドに常時居住していること。

(3) この法律において / (b) 『スコットランド出生登録』とは、次に掲げるもののいずれかの人の出生又は養子縁組の記録を含む登録をいう。 / (i) ……登録長官の保有する登録簿……謄本。」

「第八条の C スコットランド登録長官により申立が認容される理由 / (1) ……登録長官は、次に掲げる要件を満たす場合、第八条の A 第(1)項による申立を認容しなければならない。 / (a) 申立が申立人による次に掲げる事項をすべて含む誓約 (Statutory Declaration Act 1835 によるもの) を含むこと。 / (ii) 申立人が第八条の A 第(2)項に規定する要件を満たすこと。 / (iii) 申立人が次に掲げるもののいずれかであること。 / 1 申立人が一六歳又は一七歳で、申立日から六か月間継続して取得される性で生活したこと。 / 2 申立人が一八歳以上で、申立日から三か月間継続して取得される性で生活したこと。 / (iv) 申立人が取得される性で恒久的に生活する意思を有すること。 / (v) 申立人が故意に特定の事項が虚偽である本条の誓約をすることは犯罪であると理解していること。 / (b) 申立及び第八条の B 第(3)項の規定する確認の通知 (申立受理通知後三か月の熟慮期間 (reflection period)) 後に申立人が申立を進める意思を有する旨を確認する登録長官宛書面通知) が次に掲げる要件をすべて満たすこと。 / (i) 第八条の D (登録長官に提出される婚

姻又はシビルパートナーシップに関する誓約その他のエビデンス」に規定する要件。／(ii) 第八条の U 第(1)項(c)（申立人の意思に関するその他の情報又はエビデンス」により規則が規定する要件。／(c) 申立時に申立人が一六歳又は一七歳である場合、申立人が第八条の B A 第(2)項（性認定証明書取得の意味に関するアドバイス等をする人への相談）に適合すること。

(1A) 第(1)項は、第八条の P A（……登録長官による申立却下を許容する命令）に従う。

(2) 登録長官は、第八条の A 第(1)項により、同項の受理要件を満たさない場合は申立を却下しなければならない。

(3) この法律において『取得される性』とは、第八条の A 第(1)項により性認定証明書の申立をする又はした人に関して、申立時に当該人が生活する性をいう。」

これらの規定は、一八三五年誓約法所定の誓約（罰則付）による申立を認めるものである。

また、改正法案は、取得される性での生活要件を最短三か月にするものであるうえ、医師の診断要件など登録長官による具体的な性認定手続及び認定要件を明記しておらず、前掲国連アルサレム氏公開書簡は、「現在、スコットランド政府は、政府が新法案で性認定証明書取得申立に関する審査水準がどのようなかを詳しく説明していない。いかなる審査水準が手続において維持されるのかを詳しく説明すること、又は手続がもたらす特定のステップ及び申立却下条件を含むその重要な側面を、法律本体若しくは当該法律の注釈で詳しく説明することを政府に期待すること¹⁶は不合理ではない。性自認の法的認定に関する自認手続を採用する他の政府は、そうする。」と述べて批判する。改正法案は、性別違和との医師の診断要件を廃止する可能性が高い。

二 性認定証不正取得

1 性認定証不正取得犯罪及び性認定証撤回

改正法案は、性認定手続の詐欺的濫用を懸念し、次のように性認定証不正取得に対する犯罪及び性認定証明書の撤回を規定する。

「第二条のA 虚偽の届出又は申立罪／(1) この法律又はそれにより定められる規則に従い、人が特定の重要な事項について虚偽と知り宣誓するとき、人は犯罪を犯す。

(2) 人が特定の重要なその他の情報を次に掲げるもののいずれかに、虚偽と知り含めるとき、人は犯罪を犯す。／(a) 申立に関して次に掲げる条項のいずれかに関するもの。／(i) 性認定証明書〔申立〕に関する第八条のA第(1)項。／(ii) (申立認容後既婚者に発行される離婚事由となる性の変更効果を伴わない暫定 (interim) 性認定証明書を発行された人に対する) 正規 (regular) 性認定証明書に関する第八条のF第(1)項……。／(iii) (海外での性認定の) 確認 (confirmatory) 性認定証明書に関する第八条のO第(1)項。／(b) 第八条のB第(3)項の〔熟慮期間終了時〕確認通知。／(c) 第八条のE Aの請求 (死期迫る人による申立の早期決定) 又は係る請求に関して当該人が登録長官に提供する情報。

(3) 第(1)項又は第(2)項に定める犯罪を犯す人は有責である。／(a) 略式手続による有罪決定の場合、一二月を超えない期間の拘禁若しくは法定上限を超えない罰金又はその両者に処する。／(b) 正式起訴による有罪の場合、二年を超えない期間の拘禁若しくは法定上限を超えない罰金又はその両者に処する。

(4) 一九九五年刑法 (統合法) (スコットランド) 第四五条、第四六条第(2)項及び第(3)項 (虚偽陳述及び届出教唆

幫助」を、第(1)項及び第(2)項並びにそのいずれかの犯罪に適用し、同法四四条第(2)項(a)〔誓約〕及び同条の下の犯罪〔虚偽陳述及び届出〕に適用する。

第二二条のB 詐欺により取得された性認定証明書に関する犯罪の加重事由（スコットランド）／(1) 次に掲げる場合、本条を適用する。／(a)犯罪が詐欺により取得された性認定証明書に関連するもので悪質である (aggravated) ことが起訴状において非難され又は苦情により特定された場合。／(b)当該犯罪が悪質と証明された場合。

(2) 性認定証明書により認定された当該人の性が犯行に不可欠であるとき、犯罪は詐欺により取得された性認定証明書に関連することにより加重される。

(3) 本条の目的に関して、性認定証明書を申立てる人が次に掲げる場合、性認定証明書は詐欺により取得される。／(a)当該人が申立に関して特定の重要な事項について虚偽と知る誓約をした場合。／(b)次に掲げることのいずれかにおいて、当該人が特定の重要な事項について虚偽と知る情報を含む場合。／(i)当該申立。／(ii)当該申立に関する第八条のB第(3)項による〔熟慮期間終了時〕確認通知。

(4) 前項の目的に関して、証明書申立とは、次に掲げる申立のいずれかをいう。／(a)証明書発行に帰結する第八条のA第(1)項……による申立。／(b)第八条のF……の下に証明書が暫定性認定証明書に代わる正規性認定証明書である場合の暫定性認定証明書発行に帰結する第八条のA第(1)項への言及。

(5) 詐欺により取得された性認定証明書に関連する犯罪が悪質であると証明するためには、ひとつの源からのエビデンスで十分とする。

(6) 裁判所は、次に掲げることを行わなければならない。／(a)有罪判決において当該犯罪が詐欺により取得された性認定証明書に関連するもので悪質であると述べること。／(b)当該犯罪が悪質であると示す方法で有罪判決に記録す

ること。／(c)適切な刑の宣告を決定するに当たり当該加重事由を考慮すること。／(d)次に掲げることのいずれかを述べること。／(i)当該犯罪がそれほど悪質ではない場合で、当該犯罪に関する刑の宣告が裁判所が科すであろう宣告と異なるときは、その相違の程度及び理由を述べること。／(ii)そうでない場合かかる相違がない理由を述べること。：

第二条のC 刑事手続（スコットランド）における証明書撤回／(1) 次に掲げる場合、次の第(2)項を適用する。／

(a)人が当該人に発行された性認定証明書又は確認性認定証明書に関して第二条のA第(1)項又は第(2)項の犯罪で有罪判決を受けた場合。／(b)人が当該人に発行された性認定証明書に関して第二条のB第(1)項の下に悪質犯罪で有罪判決を受けた場合。

(2) 当該人が有罪宣告を受けるとき又はその前に、裁判所は、次に掲げることを行わなければならない。／(a)証明書の撤回（それがすでに撤回されていない場合）。／(b)……登録長官に撤回を通知すること。」

2 性犯罪者の申立防止

改正法案は、法所定の犯罪者による性別変更申立を妨げるスコットランド警察長警察長 (Chief constable) によるスコットランド登録官への通知を、次に掲げるように規定する。

「第八条のEB 所定の犯罪者による申立に関する県警察長による通知（スコットランド）／(1) 県警察長が人の性認定証明書申立を妨げる性被害防止命令 (Sexual Harm Prevention Order (England and Wales)) 〔二〇〇三年性犯罪法一〇三条のA以下。裁判所が公衆又は特定個人保護のために性犯罪で有罪宣告された人又は錯乱若しくは障害により有責とされなかった人に被害者への接近禁止等一定の行動を制限する命令〕^①、性的リスク命令 (Sexual Risk Order

(England and Wales)) (同一二二条のA以下。子どもを小児性愛者から護るために裁判所が必要と信じる合理的理由がある場合に性犯罪を行ったことを要件とせず二度以上性的行為等をした人に特定の行動を禁止又は要求する命令)²⁰又は性犯罪防止命令 (Sexual Offences Prevention Order (Scotland and Northern Ireland)) (同一〇四条以下。適切な日からの行動により必要と信じる合理的理由がある場合の錯乱又は障害により有責とされなかった人への命令)の申立をする場合、次の第(2)項を適用する。

(2) 県警察長はスコットランド登録官に次に掲げることを通知しなければならない。／(a)当該命令申立をしたこと。／(b)人の性認定証明書の申立を妨げる暫定命令をしたこと。／(c)申立が最終的に決定されたときの当該申立の結果。／(d)当該人の性認定証明書申立を妨げる命令がなされた場合の次に掲げる事項。／(i)当該命令の条件。／(ii)当該命令の変更、更新又は解除。

(3) 前項(b)又は(d)に規定する命令に違反する性認定証明書申立は無効である(かつ、登録官により行われなかったものとして取扱われる)。

(4) 次に掲げる場合は、次の第(5)項及び第(6)項を適用する。／(a)県警察長が性認定証明書の申立をした人(「申立人」)に対する性被害防止命令、性的リスク命令又は性犯罪防止命令の申立を行う場合。／(b)当該証明書の申立が登録官により決定されない場合。／(c)当該命令が当該申立人が当該申立を取り下げることが要求する場合。

(5) 県警察長は、次に掲げる事項を登録官に通知する。／(a)当該命令を申立てたこと。／(b)当該申立が決定された場合の申立の結果。

(6) 登録官が前項(a)の通知を受けたとき、県警察長が前項(b)により次に掲げるもののいずれかを登録官に通知した場合を除き、登録官は当該証明書の申立に関するさらなるステップをとってはならない。／(a)命令がなされなかった

こと。／(b)命令がなされたが当該申立人が証明書申立を取り下げることが要求していないこと。

(7) 本条の目的に関して、次に掲げる場合、性被害防止命令、性的リスク命令又は性犯罪防止命令の申立は最終的に決定される。／(a)当該申立に関する不服申立が決定又は取り下げられたとき。／(b)不服申立期間が申立なく終了したとき。

(8) 本条において……『暫定命令』とは暫定性被害防止命令、暫定性的リスク命令又は暫定性犯罪防止命令をいう。……『暫定性被害防止命令』は、二〇一六年虐待行動及び性被害（スコットランド）法第二五条第(1)項に規定する意味を有する。……『暫定性的リスク命令』は、二〇〇三年性犯罪法第一三三条第(1)項に規定する意味を有する。……『暫定性犯罪防止命令』は、二〇一六年……法第三六条に規定する意味を有する。』

性認定法では、前述のように、出生証明書の性別変更は医師の診断により可能だが、改正案をめぐる連合王国政府による公開諮問期間中の二〇一八年一〇月一日、リーズ刑事法院は、登録専門医証明書により出生証明書の性別変更を得た、性犯罪歴あるトランス女性受刑者（強盗傷害）カレン・ホワイト（五二歳）が前年性自認に基づき女性刑務所に入所中受刑者二名にした強姦に対して終身判決を下した（確定²¹）。また、労働党連合王国議会下院議員トニア・アントニアッツィ（Tonia Antoniazzi）が、二〇二二年五月一七日同院で、警察は性自認に基づき被疑者の性を記録するが、二〇一五〜一九年に女性被疑者の幼児性虐待事件が八四％増加する等しており（女性は性犯罪逮捕者の三％）、その理由を明らかにするため加害者及び被害者の性自認に加え両者の生物学的性の記録が必要と主張した²²。

改正法案が規定する犯罪及び刑罰について前掲国連アルサレム氏公開書簡は、「スコットランド政府が主張する、かかる証明書の不正使用に対する刑罰導入は、リスク具体化後のみ救済がされる可能性が高く、法案でかかる詐欺をどのように識別するかに関するガイドランスが欠如しているのであるとすれば、かかる懸念に対する唯一の答えであ

るべきではない。」と批判する。⁽²³⁾

性別変更要件の緩和には、濫用に対する予防措置及び刑罰や、性犯罪者に関する規定とともに、性別変更撤回措置が不可欠である。

この問題に関連して、身体女性のトランス男性についても、二〇一三年三月、ロンドンの刑事法院は、同男性(犯行時一七歳)による女性(一六歳)に対する欺罔 (fraud) による性的貫通暴行罪 (Assault by penetration)、二〇〇三年性犯罪法二条) により拘禁二年の判決を下し、エジンバラ(スコットランド)の刑事上級裁判所も、同様の事案(被害者一五歳及び一六歳) についてトランス男性(犯行時二〇歳) に保護観察三年及び社会奉仕二四〇時間並びに終身性犯罪者登録を命じる判決を下した。⁽²⁴⁾ 前者について二〇一三年七月二七日イングランド及びウェールズ控訴院(刑事部) 判決は、犯行時の被告人齢などを考慮して、若年犯罪者施設での拘禁九か月、執行猶予二年、保護観察二年に処している。

わが国にも民事の類似事案だが、男性と偽って女性と婚約した女性に対し、婚約者の人格権(ないし性的自己決定権) 侵害と暴行及び負傷の不法行為を認め、慰謝料二〇〇万円の支払いを命じたものがある(慰謝料請求事件・神戸地判平二五・一一・二五 LEX/DB 25504098)。また、女性従業員が後輩女性からリストカットの事実に加え、性同一性障害者男性と告げられ、恋愛感情吐露としか考えられない告白をされて大きな精神的衝撃を受け、強い恐怖心や不安感を覚えて退職して後輩と接触を断とうと思いつめたものがあつた(宇都宮地裁(性同一性障害・解雇等) 事件・広島高判平二とはできず不法行為を構成するとはいえないとしたものがある(宇都宮地裁(性同一性障害・解雇等) 事件・広島高判平二三・六・二三労働判例一一四八号七三頁、同・山口地岩国支判平二三・三・三二同誌同号八四頁)。

四 スコットランド性認定証明書の効力

1 スコットランド性認定証明書の連合王国内効力

改正法案第八条のMは、次に掲げるように、スコットランド性認定証明書が他の連合王国内でも効力を有すると規定する。この規定は、スコットランド議会の立法権を超え、連合王国内に混乱をもたらすとの批判が強い。連合王国法務総裁は、前掲スコットランド法三三条第(1)項「法務総裁は、法案又は法案の規定が議会の立法権の範囲内か否かについて最高法院に対して判定を求めることができる。」に基づいて、この規定が効力を有しない旨の裁定を求めることができる。

「第八条のM 他の連合王国内における取得された性認定／(1) この法律の下に、人がイングランド、ウエールズ又は北アイルランドで適用になるものとして正規性認定証明書を発行された場合は、次に掲げる通りとする。／(a)当該人は、証明書が発行された場合、すべての目的に関して、スコットランド登録長官による正規性認定証明書を発行されたものとみなす。／(b)それゆえ当該人の性は取得された性とする。

(2) この法律において『取得された性』とは、第(1)項に規定する人に関しては、証明書発行後のイングランド、ウエールズ又は北アイルランドの法律の下の性をいう。』

2 婚姻及びシビルパートナーシップへの影響

改正法案第一条のEは、次に掲げるように、スコットランド性認定証明書が婚姻又はシビルパートナーシップ(い

ずれも異性間・同性間)についても、スコットランド内(第(1)項)のみならず他の連合王国内(第(2)項、第(3)項)でも効力を有すると規定する。⁽²⁶⁾この規定についても、法務総裁は、前述の裁定を求めることができる。

「第一条のE 婚姻又はシビルパートナーシップのスコットランドにおける継続」(1) 婚姻又はシビルパートナーシップの継続は、婚姻又はシビルパートナーシップの一方又は双方の当事者に対する正規性認定証明書の発行により影響を受けない。

(2) 次に掲げるものについては、次の第(3)項を適用する。／(a) イングランド、ウエールズ若しくは北アイルランド又は連合王国外の国若しくは地域の法律による婚姻。／(b) 次に掲げるシビルパートナーシップ。／(i) イングランド、ウエールズ又は北アイルランドの法律により登録されたシビルパートナーシップ。／(ii) 連合王国外の国又は地域の法律により登録され二〇〇四年シビルパートナーシップ法第五部第二章がシビルパートナーシップとみなす海外の関係。

(3) 「前項に規定するものについて」第(1)項は、次に掲げる通りとする。／(a) 第(1)項は、正規性認定証明書の発行により生じる性の変更についてのみ、婚姻、シビルパートナーシップ又は関係に関わる当該法律に関わらず、効力を有する。／(b) 第(1)項は、当該法律に影響を有しない。」

改正法案は、性別変更申立人の配偶者等の意思も尊重する。

「第八条のH 既婚又はシビルパートナーである申立人に対する執行官による正規証明書発行」(1) 次に掲げる場合、執行官(Sherriff)〔⁽²⁷⁾ 県レベル裁判所裁判官〕は、暫定性認定証明書が発行された人に正規性認定証明書を発行しなければならない。／(a) 当該申立人が暫定性認定証明書発行日から六か月以内に正規性認定証明書を執行官に申立てたとき。／(b) かつ、執行官が次の第(2)項に定める条件をすべて満たすと確信したとき。

(2) 前項(b)の条件とは次に掲げるものをいう。／(a) 暫定性認定証明書が発行されたときに申立人及び他人(P)が

婚姻又はシビルパートナーシップの当事者であること。／(b)申立人及びPが婚姻又はシビルパートナーシップの当事者を継続し又はそれ以来そうであること。／(c)当該申立人が、Pは正規性認定証明書発行後も婚姻又はシビルパートナーシップを継続する意思を有する旨のPの誓約を保有しないこと。

(3) 第(1)項により認容が必要でないとき、執行官は同項申立を却下しなければならない。

(4) 第(1)項による申立の場合、執行官事務官は次に掲げることを行わなければならない。／(a)Pに当該申立を通知すること。／(b)申立が認容された場合の次に掲げること。／(i)Pに正規性認定証明書発行を通知すること。／(ii)……登録官に証明書の写しを送ること。

(5) 本条の手続は、申立人が請求するときには非公開で審理しなければならない。

第八条の1 離婚又はシビルパートナーシップ解消の際の裁判所による正規証明書発行（スコットランド）／(1) 次に掲げる場合は、次の第(2)項を適用する。／(a)裁判所が次に掲げることを認容する場合。／(i)婚姻の一方当事者に暫定性認定証明書が発行されたことを理由とする離婚判決。／(ii)シビルパートナーシップの一方当事者に暫定性認定証明書が発行されたことを理由とする解消判決。／(b)第八条の1により同当事者に正規性認定証明書が発行されていない場合。

(2) 裁判所は次に掲げることを行わなければならない。／(a)暫定性認定証明書が発行された当事者に正規性認定証明書を発行すること。／(b)正規性認定証明書の写しを……登録官に送ること。

(3) 本条において暫定性認定証明書の言及は、イングランド、ウェールズ又は北アイルランドにも適用される、この法律の下に発行される暫定性認定証明書の言及を含む。

第八条のJ 離婚又はシビルパートナーシップ解消後のスコットランド登録官による正規証明書発行／(1) 次に掲げ

る場合……登録官は暫定性認定証明書が発行された当事者に正規性認定証明書を発行しなければならない。／(a)人が本項により正規性認定証明書を申立てたとき。／(b)かつ……登録官が次の第(2)項の条件を満たすと確信したとき。

(2) 前項(b)の条件とは、暫定性認定証明書発行日から六か月以内に開始された手続については、次に掲げるものいずれかをいう。／(a)暫定性認定証明書が発行されたという理由以外で当該人の婚姻が離婚又は無効とされたこと。

／(b)同じ理由以外で当該人のシビルパートナーシップが解消又は無効とされたこと。

(2A) 第(1)項は第八条のPA（……登録官による申立却下裁可決定）に従う。

(3) 認容が第(1)項により必要でないとき、登録官は同項申立を却下しなければならない。

(4) 第(1)項の申立は、次に掲げるものでなければならぬ。／(a)申立は、婚姻又はシビルパートナーシップが解消又は無効とされた日から六か月以内になされなければならない。／(b)申立は、次に掲げるエビデンスを含むものとする。／(i)解消又は無効。／(ii)解消又は無効の手続開始日。」

わが国では性別変更には非婚要件（特例法三条一項二号）が定められており、既婚者の性別変更には離婚が必要だが、性同一性障害者であることをカミングアウトされた配偶者の心理的葛藤も離婚原因となり得ると思われる。S社（性同一性障害者解雇）事件（東京地決平一四・六・二〇労働判例八三〇号一三頁）の原告トランス女性性は婚姻し子どもを設けたが協議離婚している。また、トランス女性レズビアンが三〇歳ごろに婚姻して三子をもうけたが、配偶者に気づかれて五〇歳を超えて離婚した例もある⁽²⁶⁾。このような場合に家族関係を維持できるのはまれなようである⁽²⁶⁾。わが国ではこの問題に関する研究はみられない。

なお、イギリスの婚姻方式は、イギリス国教会の方式に従う教会で挙行する宗教婚と、他の宗教・宗派の方式や登録官事務所等指定の非宗教施設で挙行する民事婚（civil marriage）に大別されるが、二〇一〇年平等法は、宗教婚に

関して聖職者に対し性別適合差別の特例を定め、附則三「第二四条（性別適合……）(1)人は、一九四九年婚姻法第五の条Bに従い行ったこと（生来の性に関わる婚姻厳粛化）のみのゆえに性別適合差別について〔平等法〕第二九条（サービス差別禁止・後述）に違反しない。／(2)一九四九年婚姻法第四四条第(1)項の下に人Bの婚姻の厳粛化にその同意が要求される人Aは、AがBの性が二〇〇四年性認定法の下に生来の性になったと合理的に信じる場合は、同意を拒絶することにより性別適合差別について第二九条に違反しない。」と規定する。二〇一三年同性婚法 (Marriage (Same Sex Couples) Act 2013) も、いかなる宗教組織もその管理機関の明示の承認がなければ同性婚を挙行する義務を負わないとして信教の自由を尊重する。⁽³¹⁾

アメリカ合衆国連邦議会で二〇二二年二月二三日に成立した連邦レベルで同性婚を認める婚姻尊重法 (Respect for Marriage Act) も、婚姻に関する様々な信条は尊重されなければならないとし（第二条）、いかなる非営利宗教組織も婚姻の挙式や祝福を強要されてはならず、その拒否を理由とする訴訟や不利益処分（税減免措置取消等）は認めないと規定する（第六条、第七条⁽³²⁾）。

五 三年後法案見直し

多くの問題点を抱える改正法案は、三年後の法案見直しに詳細な規定を置く。

「**第五条のB 最初の見直し**／(1) スコットランドの諸大臣 (Scottish Ministers) は、第二条の施行日から三年後に合理的に実施可能かつ速やかに、この法律が改正した二〇〇四年〔性認定〕法の運用の見直しを始めなければならない。」

同条第(2)項が定める見直しの際に考慮すべき事項は、主なものだけでも次のように多岐にわたる。登録長官の職務の有効性／見直し期間内の性認定証明書数／熟慮期間や取得される性の生活期間のトランスジェンダーの人々への影響／一六歳又は一七歳のトランスジェンダーの人々へのアドバイス等の影響／所定犯罪者の申立に関する県警察長による登録官への通知のトランスジェンダーの人々への影響／利害関係者による性認定証明書撤回申立の運用／個人情報保護の運用／女性刑務所トランス女性数・男性数、男性刑務所トランス女性数・男性数を含む、この法律による改正が刑務所内のトランスジェンダーの人々の配置にもたらす影響／この法律による改正が一九七八年国民保健サービス〔NHS〕（スコットランド）法第二条に基づく保健理事会（health boards）及び特別保健理事会が定める性自認ヘルスケア規定にもたらす影響／この法律による改正がスコットランド当局のサービス規定にもたらす影響／性自認が男女に当てはまらないノンバイナリな人々（non-binary people）の性認定関連規定改正が適切か／二〇〇四年法運用ガイドランスの変更は適切か。

同条第(3)項により、見直し期間終了後二年以内に、スコットランドの諸大臣は、報告書をスコットランド議会に提出しなければならない。

六 女性スペース特例の行方

二〇二二年三月にスコットランド議会に提出された改正法案には、同法案と二〇一〇年平等法の関係を明記する規定がなかった。前掲国連アルサレム氏公開書簡は、「性認定改正（スコットランド）法案と二〇一〇年平等法の関係を明らかにすることは重要である。十分に明らかにされておらず、さらなる考慮を必要とし、改正の可能性も含む、

この二つの立法にまたがるいくつかの相互関連問題が残されている。その主要なものは、スコットランド政府の法案は、性に基づいて提供される〔女性スペース等の〕平等法特例に対する性自認の含意を明らかにしていないことである。これまでのところ、政府、市民社会団体及びサービス提供者の様々な部分による様々な理解と応用がある。法令の明確性はそれゆえ必要である。」と批判する。³⁵⁾

審議の結果、同法案に次のような条文が付け加えられた。

「**第一五条のA** 二〇一〇年平等法への本法の影響……この法律のなにも二〇一〇年平等法を改正するものではない。」

「**第一五条のA A** ヨーロッパ人権条約／(1)……この法律のなにもヨーロッパ人権条約第一〇条の効力並びにそれが提供する権利及び保護を変更するものではない。」

(2)……『ヨーロッパ人権条約』とは、一九五〇年一月四日ローマで開催されたヨーロッパ評議会により合意された人権及び基本的自由の保護に関する条約をいう。」

女性トイレ等の女性スペースについては、前稿で述べたように、³⁶⁾ 平等法は、「**第二九条** (サービス提供者等) (1) 公衆又はその一部へのサービス提供に関わる人 (サービス提供者 *service-provider*) は、(有償か否かに関わらず) 当該サービスを請求する人に当該サービスを提供しないことにより差別してはならない。」と規定するが、連合王国政府は、公衆又はその一部に対するサービス提供者が、正当な目的にみあう措置である限り、性別適合差別に関する平等法の特例として、トランスジェンダーの人々を性別サービスから排除することは可能とし、当該者に別のサービスを提供するかサービスを提供しないかは、当該者のニーズと他のユーザーへの影響を考慮してケースバイケースで提供者が決定することであるとしていた。³⁵⁾

平等法の推進機関である平等人権委員会 (Equality and Human Rights Commission) は、二〇二二年四月、サービス提供者に関して、病院・介護施設、DVシェルター・性犯罪被害者ケア施設、ホームレス施設、コミュニティ・センター、小売業、接客サービス業、スポーツクラブなどの公衆に物品、施設又はサービスを提供するサービス提供者向けに、シングル・セックス・スペースに関する平等法実務ガイドを公表した。同ガイドは、平等法は性に関する規定の特例として特定の下で性別サービスや一方の性向けサービスを許容していること、トランスジェンダーに対するサービス制限も、性別適合に関する規定の特例として、関係者のプライバシー、尊厳、トラウマ防止、健康及び安全確保等の正当な目的にかなう措置でなければならぬこと、トランスジェンダーへのサービス提供に関しては、トランスジェンダーとともに他のサービス・ユーザーへの影響、そのニーズ等についてもバランスをとり、トランスジェンダーのアクセス排除、制限又は変更の十分な理由を示さなければならぬこととする³⁶⁾。

労使関係の公的機関である助言調停仲裁サービス (Advisory, Conciliation and Arbitration Service) は、「トイレ、休憩施設等の職場施設に関わる決定が、平等法の間接性差別 (indirect sex discrimination) や間接性別適合差別 (indirect gender reassignment discrimination) に当たるか否かについて、「使用者が、次に掲げることのいずれも証明することができれば、客観的に正当で〔適法で〕ある。／●純然たるビジネス・ニーズ又は健康及び安全ニーズのような『正当な目的』があること。／●差別が、比例的で、適切かつ必要であること。これは、正当な目的が差別的効果よりも重要であることを意味する。」とする³⁷⁾。

また、二〇〇三年七月一八日クロフト対ロイヤルメール事件控訴院判決は、宗教事情ある女性等女性同僚がトランス女性の職場女性トイレ使用に反対する場合に、トランス女性が労働組合職場代表も関与して使用者と合意した、性別適合手術までジェンダー・ニュートラル障害者トイレを使用することを合理的措置とし、性差別に当たらないとし

た。⁽³⁸⁾ わが国の前掲経産省事件最高裁判決も、Xと経産省の協議を経てXの同意を得てなされた執務階とその上下各一階の女性トイレ使用制限の処遇そのものを違法とするものではない。

前掲国連アルサレム氏公開書簡は、女性スペースを含む性別サービスの見直しの可能性を含む改正法案を「大多数の性犯罪者は男性であること、性犯罪常習者は彼らが虐待しようとする人にアクセスするためにかなりの時間を費やすことを示すのは、実証的証拠によるものである。」と述べて批判する。⁽³⁹⁾

これに対して前掲国連ボルロズ氏公開書簡は、「私の任務は、これらの国又は地域で自認手続が性別スペースで女性に対するジェンダー又は性的暴行を行う目的で略奪的男性により使用されたという行政又は刑事裁判の認定に関する何の情報も受けていない。」と述べて批判する。⁽⁴⁰⁾

しかしまた、これに対して非営利団体 LGB Alliance の国連人権理事会議長長宛声明(二〇一三年一月一〇日)は、「ほとんどのレスビアン、ゲイ及びバイセクシャルは、性自認のジェンダーではなく、性に基づいて私たちの性的指向を定義する。」と主張し、「国連独立専門家は、性自認が女性及び少女に悪影響を及ぼすことを否定する。」「レスビアン、ゲイ及びバイセクシャルは、この法案の下では、サービス及びスペースに関する同性保護のすべての権利を失う。」と批判する。⁽⁴¹⁾

改正法案では、従来の特例が維持されそうだが、予断は許されない。

なお、二〇一〇年平等法は、同法に統合された一九七五年性差別法 (Sex Discrimination Act 1975) 以来の広範な特例を備えており、性差別法四四条、二〇〇四年性認定法旧一九条を継承して次のように規定し、スポーツを性別競技ではなく「性別の影響を受ける活動 (gender-affected activity)」との概念を用いて特例とし、生来女性を保護する。⁽⁴²⁾

「第一四部 一般特例……第一九五条 スポーツ／(1) 競技者である人の性別の影響を受ける活動への参加に関し

てしたことで、人は、性に関して、この法律に違反しない。

(2) 次に掲げることのいずれかを確保するために必要な場合、競技者であるトランスセクシュアルの人 (transsexual person) [「性同一性障害者」] の性別活動への参加に関してしたことだけでは、人は、性別適合に関して、第二九条 [「サービス提供」、第三三条、第三四条又は第三五条 (以上不動産処理管理)] に違反しない。／(a) 公平な競技。／(b) 競技者の安全。

(3) 性別の影響を受ける活動とは、一方の性の平均人 (average persons) 競技者の筋力 (physical strength)、スタミナ (stamina) 又は体格 (physique) が、他の性の平均人競技者に比べて当該平均人競技者を当該活動に関わるイベントにおいて不利にする環境で行われるスポーツ、ゲームその他の競争的性質を有する活動をいう。

この規定について、連合王国政府平等局等による二〇一〇年平等法注釈 (Equality Act 2010-Explanatory Notes) は、「六一四 (効果) 筋力、スタミナ又は体格が成功又は失敗を決定する主要な要素である場合で、かつ一方の性が他の性と比べて一般的に不利である場合、本条は、男女別スポーツ競技を組織し続けることを許容する。本条は、公平又は安全な競技を支持するために必要な場合、トランスセクシュアルの人の参加制限を適法とする。」とする。女性競技へのトランス女性参加は正当な目的にかなう措置でなければ、生来女性に対する違法な間接性差別に当たる。⁽⁴⁾

この規定に従い、連合王国、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの五スポーツ協会は、二〇二一年九月、「連合王国スポーツ協会」国内スポーツへのトランスジェンダー包摂ガイダンス (The UK's Sports Councils Guidance for Transgender Inclusion in Domestic Sports) を公表した。このガイダンスは、トランスジェンダーの人々のスポーツへの包摂、公平及び安全は単一の競合モデルでは共存できず、どれに焦点を当てるかは各スポーツの選択の問題とし、誰でも参加できるオープン・カテゴリーの創設も可能とする。イングランド・ラグビー協会は、

前年七月、選手の安全や公平性を考慮してトランス女性が女子ラグビーで競技することを禁止する規則を定めた。

二〇二三年、世界水泳連盟、世界陸連、国際自転車競技連合は、思春期を男性として過ごした人の国際的女子競技への参加を認めない規則を定めた⁽⁴⁴⁾。世界水泳連盟は、同年一〇月のワールドカップ・ベルリン大会でトランス・スイマーのためにオープン・カテゴリーを試行したが、選手のエントリーがなかった。国際チェス連盟も、新規則策定のため、最長二年間、暫定的にトランス女性の女子競技参加を禁止し、オープン・セクション参加を認めた(チェスは国際オリンピック委員会IOCによりスポーツと認定されている)⁽⁴⁵⁾。また、アメリカのバイデン政権の連邦教育省も、競技の公平性やケガ防止の観点から高校や大学の競争の激しい競技でトランスジェンダーの参加規制を容認する規制案を発表した⁽⁴⁶⁾。

七 女性スペースと女性の安全・信条・雇用保護

前掲国連アルサレム氏公開書簡は、トランス女性の女性スペース侵入を女性に対する性的略奪者その他の暴行犯(sexual predators and others perpetrators)の問題と捉える⁽⁴⁷⁾。この視点は、前掲平等法実務ガイドに規定されている不特定多数の公衆が利用する施設・サービスについては、とくに重視されるべきことである。

わが国でも、LGBT理解増進法一二条は、「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」と規定する。また、同法制定後、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知、薬生衛発〇六二三第一号、令和五年六月二三日)は、関係要領という男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から身体的特徴をもって判断するとし、営業者は、例えば、身体

は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるとする。

また、法的問題はこれらに尽きるものではない。前稿で述べたように、トランス女性の女性スペース使用に関して、イギリスでは生来女性の信条や宗教の自由と雇用の保護が図られている。シンクタンク研究員マヤ・フォルステイター氏は、「人の性自認や性表現がどうであれ性は変えられない。」などと信条を表明し、女性トイレ等生来女性のスペースを主張して、ツイートするなどして職を失ったが、二〇二二年七月六日差戻審判所で勝訴判決を得（前稿二二二頁以下）、二〇二三年六月三〇日、同審判所判決は、使用者らに総額一〇六、四〇四ポンド（一ポンド＝一八三・三四円換算一九、五一八、一〇九円）の損害賠償支払いを命じた。⁽⁴⁸⁾ 同年三月三十一日、雇用控訴審判所判決は、中学校教師クリスティ・ヒッグス氏（クリスチャン）が、宗教的信条により、小学校でLGBT+関係を教えるプランを批判するフェイスブック投稿を共有したことがホモフォビア及びトランスフォビアに当たるとして解雇した学校側主張を容れて同氏敗訴とした労働審判所判決を破棄差戻した。⁽⁴⁹⁾

職場トイレ等特定者が利用する女性スペースについては、イギリス及びわが国双方で、関係者の協議と同意による解決が図られている。使用者には、雇用契約上良好な職場環境の維持確保に配慮すべき義務があり（仙台セクハラ（自動車販売会社）事件・仙台地判平一三・三・二六労働判例八〇八号一三三頁）、前述のように発言した人の雇用保護も図る必要がある。

むすび

本稿は、医師の診断又は性別適合手術により性別変更が可能なイギリス連合王国二〇〇四年性認定法に対し、医師

による診断要件廃止の可能性が高い性認定改正（スコットランド）法案の経緯・内容に関連してイギリス及びわが国の女性スペース問題（関連問題を含む）を検討した。この問題は、前述のように国連人権理事会でも未解決の問題である。

特例法の性別適合手術要件と医師の診断要件に関連する改正については、以上に述べたところから、イギリスの生来女性の信条や宗教の自由の保護、性認定証不正取得に関する刑罰等性認定濫用防止規定及び性犯罪関連規定、女性スペース特例等は特に参考になる。前掲特別抗告事件最高裁大法廷判決が女性の性被害の可能性を考慮していないことは問題である。

わが国では、精神医学がLGBTにどのように関与するかという検討があまりなされていない⁽⁵⁰⁾、性同一性障害GID学会専門医が二七名（同学会HP、二〇二三年一月二三日現在）と少なく、診断医療体制に不安がある。

前掲大法廷判決は特例法三条一項五号の外性器外観要件の違法性については判断していないが、特例法が改正される場合、性別適合手術を受けず医師の診断により性別変更を認められるトランス女性については、女性の性被害の可能性や、信条の自由、信教の自由、羞恥心、性的不安等を考慮して、特例法四条一項「性別の取扱いの変更の審判を受けた者は……法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。」という別段の定めとして、職場のトイレ、シャワー、更衣室のみならず、公衆トイレ、入浴施設、スポーツ施設、病院、介護施設、性犯罪被害者ケア施設、DVシェルター、刑務所・留置場等の社会で幅広く問題となり得る女性スペースに関する特例を設け、施設管理者やサービス提供者の裁量権を明記する必要がある。

そもそも、特例法は、イギリスの性認定法と同様⁽⁵¹⁾、性同一性障害者のためのものであり、「身体に手術をするほどの違和感がないトランス女性／男性、異性愛者の女装家、性自認が女性になったり男性になったりするノンバイナリ、

女性下着をつけた自分の姿に性的興奮を覚えるオートガイネフィリアも含む」トランスジェンダー全般に適用することを前提としていないことも確認しておく必要がある。^②

イギリス以上に出生証明書の性別変更要件が緩やかなアメリカのカリフォルニア州では、成人は本人の宣誓供述書 (affidavit) により州の登録官又は裁判所により出生証明書の性別変更 (男性、女性又はノンバイナリ) が可能だが (CA Health & Safety Code §103426(2022))、同州の公民権法 (Unruh Civil Rights Act, CA Civ Code §51(2020)) (CA Health & Safety Code §103426(2022))、同州の公民権法 (Unruh Civil Rights Act, CA Civ Code §51(2020)) は、次に掲げるように規定し、性自認のみならず女装を含む性表現も性に含めて差別禁止事由とする。

「第五条 / (a) 本条は、ウンルー公民権法と称して引用される。 / (b) この州の管轄内にあるすべての人は、自由かつ平等であり、その性 (sex)、人種、肌の色、宗教、祖先、出身国、障害、病状、遺伝情報、配偶者の有無 (marital status)、性的指向 (sexual orientation)、市民権、第一言語、移民の地位に関わらず、あらゆる種類のすべての事業所において、完全かつ平等な便宜、利益、施設、特権又はサービスに対する権利を有する。 …… (e) 本条の目的に関しては、次に掲げる通りとする。 …… (5) 『性 (sex)』は、妊娠、出産又は妊娠若しくは出産に関わる病状を含み、それらに限られない。『性』は、また、人のジェンダー (gender) を含み、それに限られない。『ジェンダー』とは、性をい、かつ人の性自認 (gender identity) 及び性表現 (gender expression) を含む。『性表現』とは、出生時に割り当てられた性とステレオタイプ的に関連付けられるか否かを問わず、人のジェンダー関連の外観 (appearance) 及び言動をいう。」

同法の執行機関である同州公民権局は、使用者が労働者の性自認に合うトイレ使用を禁止することを差別としており、^③ 男性器を有するトランスジェンダーが女性スペースに入ることを事前に防止することは難しい (公然わいせつ罪等事後的対応は可能)。

わが国で特例法の性別変更要件を検討する際は、国連の状況、イギリスの法改正をめぐる状況やアメリカの例を参考に、慎重に議論を進め、必要な措置を備える必要がある。
(二〇二三年一月三〇日校正)

【注】

- (1) 拙稿「判批」労働法律旬報二〇〇一号(二〇二二年)二八頁以下。
- (2) 鹿兒島重治他編『逐条国家公務員法』(学陽書房、一九八八年)七〇〇頁、七〇六頁は、措置要求制度は処分を争うものではなく、取消訴訟により取消請求が認められたとしても、そのことによつてただちに請求者の要求が実現されるわけではないとし、人事院判定に基づく人事院の所轄庁の長に対する勧告(八八条)も法律上の拘束力はないとする。
- (3) 星野豊『性の多様性』と学校教育』月刊高校教育二〇二二年二月号九五頁以下。
- (4) 前稿二二二頁、二二五頁。
- (5) 前稿二二二頁以下。
- (6) 田中嘉彦「英国の地方分権改革」レファレンス平成二六年九月号五一頁。
- (7) 中村隆文『物語スコットランドの歴史』(中公新書、二〇二二年)二二六頁。
- (8) 日本経済新聞二〇二三年一月六日。
- (9) 中村隆文前掲書v頁、一三〇頁。
- (10) Reem Alsalem, Special Rapporteur on violence against women and girls, its causes and consequences.
- (11) Mandate of the Special Rapporteur on violence against women and girls, its causes and consequences, Ref.: OL GBR 14/2022, 29 November 2022.
- (12) Victor Madrigal-Borjor, Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity.
- (13) Mandate of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity, Ref.: OL GBR 15/2022, 13 December 2022.

- (14) Reem Alsalem, Allow women and girls to speak on sex, gender and gender identity without intimidation or fear. UN expert, 22 May 2023(<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2023/05/allow-women-and-girls-speak-sex-gender-and-gender-identity-without>).
- (15) アシーム・イブラヒム「スコットランド首相辞任が示す人気者の限界」『ニューズウィーク日本版』二〇二三年二月二十八日号一二頁。
- (16) Ref.: OL GBR 14/2022, p.2.
- (17) いったん生じた状態について、それがなかったかのような状態に戻すこと（田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）七三四頁）。
- (18) 捧剛「イギリスにおける性転換者の法的変更許可制度」『國學院法学四八巻三号（二〇一〇年）九八頁以下。
- (19) 向井紀子・大月晶代「性犯罪者情報の管理・公開（諸外国の制度）」『レファレンス』二〇〇五年八月号五五頁。
- (20) 向井紀子・大月晶代「前掲論文五五頁」。
- (21) BBC News, “Trans inmate jailed for Wakefield prison sex offences”, 11 October 2018(<https://www.bbc.com/news/uk-england-leeds-45825838>).
- (22) UK Parliament, Hansard, Safe Streets For All, volume 695: debated on Monday 17 May 2021.
- (23) Ref.: OL GBR 14/2022, p.8.
- (24) Alex Sharp: Criminalising Sexual Intimacy: Transgender Defendants and the Legal Construction of Non-Consent, *The Criminal Law Review*, Issue 3, 2014, pp. 207 et s.; Karl Laird: Rapist or Rogue? Deception, Consent and the Sexual Offences Act 2003, *The Criminal Law Review*, Issue 7, 2014, pp. 492 et s.
- (25) McNally v. R., Neutral Citation Number: [2013]EWCACrim 1051.
- (26) 同性婚及びシビルパートナーシップ制度について、河島太郎「【イギリス】二〇一三年同性婚法の制定」『外国の立法』二〇一四年四月号一〇頁以下、芦田淳「【イギリス】異性間シビル・パートナーシップ規則の制定」『外国の立法』二〇二〇年二月号八頁以下。
- (27) 前掲『英米法辞典』七七七頁。
- (28) 北山公路「トランスジェンダーでレズビアンのGさん」『週刊金曜日』二〇二三年一月一六日号四六頁以下。
- (29) アエラニ「二〇二三年一月二三日号五九頁」。
- (30) 捧剛「イギリスにおける同性愛者差別の撤廃とシヴィル・パートナーシップ」『國學院法学四八巻二号（二〇一〇年）一四頁

以下。

- (31) 前掲河島太朗論文一一頁。
- (32) 島田洋一「アメリカの深層」正論二〇一三年四月号三〇七頁。
- (33) Ref.: OL GBR 14/2022, p.7.
- (34) 前掲一一頁。
- (35) Commons Library Research Briefing, 17 February 2022, Gender Recognition Act reform: Consultation and outcome, p. 23. (<https://commonslibrary-parliament.uk/research-briefings/cbp-9079/>).
- (36) Equality and Human Rights Commission, Guidance – Separate and single-sex service providers: a guide on the Equality Act sex and gender reassignment exceptions, April 2022(<https://www.equalityhumanrights.com/en/advice-and-guidance/separate-and-single-sex-service-providers-guide-equality-act-sex-and-gender>).
- (37) Acas: Discrimination and the Equality Act 2010/ Indirect discrimination(10 May 2023)(www.acas.org.uk/discrimination-and-the-law/indirect-discrimination).
- (38) Sarah Croft v. Royal Mail plc, England and Wales Court of Appeal(Civil Division), Neutral Citation Number:[2003]EWCA Civ. 1045, Case No.: A 1/2002/2092. 通鑑一一三頁。
- (39) Ref.: OL GBR 14/2022, p.4.
- (40) Ref.: OL GBR 15/2022, p.13.
- (41) Statement by LGB Alliance, 12 January 2023. (<https://bit.ly/formal-complaint-to-un>).
- (42) Naomi Cunningham and Fiona McAnena: Women's sport and the law, New Law Journal, 7 and 14 April 2023, p. 8.
- (43) N. Cunningham and F. McAnena, *ibid*.
- (44) World Aquatics, Competition Regulations. Approved by the World Aquatics Bureau on 21 February 2023 with immediate entry in to force; World Athletics, Eligibility Regulations for Transgender Athletes(Version 2.0, approved by Council on 23 March 2023, and coming into effect on 31 March 2023); UCI(<https://www.uci.org/NEWS-CATEGORY/INSIDE-USC/4 JP 0 JEHWPKDEFKSORBVF 5, 14 JUL 2023>).
- (45) FIDE Regulations on Transgender Chess Players' Registration on FIDE Directory.
- (46) Fact Sheet: U.S. Department of Education's Proposed Change to its Title IX Regulations on Students' Eligibility for Athletic

- Team, April 6, 2023, (<https://www.ed.gov/news/press-releases/>), 朝日新聞二〇二三年四月八日。
- (47) Ref.: OL GBR 14/2022, p.3. 森田ゆり「ダイバシティの今」『トランス女性差別』でなく『男性問題』部落解放二〇二三年七月号七〇頁以下も同様の視点。周囲にトランス女性と説明していた大阪府高石市の障害者支援団体男性代表理事（五五歳）が、部下女性二人への準強制わいせつで起訴された事件もある（毎日新聞二〇二三年二月七日夕刊）。
- (48) Ms. M. Forstater v. CGD Europe, Center for Global Development, Masood Ahmed, Employment Tribunal, 30 June 2023, Case Number:2200909/2019.
- (49) Mrs. Kristie Higgs v. Farnor's School, Employment Appeal Tribunal, 31 March 2023, Neutral Citation Number: [2023]EAT 45, Case No: EA-2020-000896-JOJ.
- (50) 針間克巳「LGBTと精神科医の役割」医学のあゆみ二〇二二年一月三日号二五二頁。
- (51) 前稿二一一頁。
- (52) 松浦大悟「左派LGBT活動家は嘘をつくな」文芸春秋二〇二三年二月号三四一頁。
- (53) Civil Rights Department, State of California, Fact Sheet - California protects the civil rights of LGBTQ+ people, CRD-A 04 P-ENG / September 2022(https://civildivhhs.ca.gov/wp-content/uploads/sites/32/2020/06/LGBTQ-Fact-Sheet_ENG.pdf)